

令和5年度保険料率に係る参考資料

令和5年1月30日

1. 都道府県単位保険料率関係

令和5年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注

- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和3年度の実績データを集計したものに、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
- ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和3年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
- ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和3年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和5年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	392,190	17,245	20,472	22,104	22,878	25,403	25,760	27,011	30,625	34,317	39,881	35,778	30,059	28,006	19,443	13,209
1 北海道	17,148	669	820	897	966	993	974	1,070	1,266	1,482	1,750	1,606	1,470	1,423	1,079	683
2 青森	4,260	166	207	232	259	246	226	247	320	370	418	397	383	378	252	158
3 岩手	3,913	152	198	220	238	222	211	238	296	338	374	345	333	352	248	149
4 宮城	7,220	295	370	395	413	439	430	485	586	659	699	609	554	588	425	273
5 秋田	3,091	110	144	167	176	153	146	175	233	275	289	270	272	311	225	145
6 山形	3,774	156	197	218	234	214	200	239	294	335	348	315	308	341	229	145
7 福島	6,406	270	334	359	391	396	387	423	499	554	594	532	511	544	378	235
8 茨城	7,053	293	363	402	427	442	434	466	555	625	717	654	537	528	369	242
9 栃木	5,261	214	271	305	322	327	318	352	420	478	542	466	384	388	280	194
10 群馬	6,149	261	317	364	386	394	384	400	466	538	640	575	461	434	311	220
11 埼玉	13,953	569	700	794	842	882	857	904	1,042	1,213	1,525	1,433	1,107	949	654	483
12 千葉	9,885	414	498	547	573	617	613	656	753	853	1,036	968	754	693	519	389
13 東京	55,034	2,261	2,474	2,483	2,503	3,734	4,712	4,666	4,783	5,086	5,701	5,110	4,067	3,425	2,412	1,615
14 神奈川	16,266	674	797	879	922	1,011	1,011	1,076	1,225	1,426	1,756	1,668	1,319	1,119	793	591
15 新潟	7,817	332	414	453	477	469	446	499	596	692	777	703	625	622	422	289
16 富山	3,945	164	202	228	252	250	227	239	288	344	434	373	306	288	201	149
17 石川	4,288	188	229	252	267	290	263	273	315	365	457	389	321	307	215	157
18 福井	2,830	125	152	171	178	182	169	182	208	236	280	244	216	222	152	113
19 山梨	2,455	108	127	140	152	155	150	155	179	203	239	230	200	188	134	93
20 長野	6,372	277	340	380	405	397	371	398	463	550	658	594	498	484	329	227
21 岐阜	7,348	317	396	449	480	494	445	457	536	619	758	693	581	521	356	248
22 静岡	10,035	420	527	594	612	633	615	660	763	869	1,031	938	781	729	504	357
23 愛知	24,406	1,095	1,288	1,412	1,459	1,748	1,769	1,744	1,911	2,120	2,552	2,281	1,824	1,543	980	680
24 三重	4,981	211	261	293	305	337	322	327	377	422	501	459	398	372	236	162
25 滋賀	3,470	164	196	213	219	230	218	235	270	304	350	299	252	241	163	114
26 京都	8,608	388	456	490	503	590	580	592	661	759	899	795	649	561	388	297
27 大阪	34,056	1,586	1,785	1,922	2,003	2,416	2,472	2,486	2,648	2,937	3,567	3,213	2,545	2,064	1,387	1,025
28 兵庫	14,711	654	787	858	886	980	925	983	1,113	1,259	1,531	1,375	1,147	1,040	698	475
29 奈良	3,142	140	173	190	198	208	186	201	234	272	319	289	240	221	156	114
30 和歌山	2,879	121	150	168	183	184	167	179	209	237	298	286	246	219	137	95
31 鳥取	1,975	94	112	116	123	118	110	127	155	173	189	160	150	163	115	71
32 島根	2,350	106	133	142	149	134	121	141	175	202	225	192	180	204	144	100
33 岡山	6,958	324	386	415	435	478	456	471	541	594	709	606	500	484	325	234
34 広島	10,575	475	583	637	646	691	674	701	795	909	1,114	966	785	757	504	339
35 山口	4,080	168	214	245	253	244	225	240	303	353	423	375	315	329	239	156
36 徳島	2,576	115	139	146	150	159	157	173	209	231	254	215	193	195	139	101
37 香川	3,672	165	203	222	230	238	213	238	280	323	379	316	262	270	191	140
38 愛媛	5,058	232	284	308	314	320	301	333	398	444	515	437	384	381	246	161
39 高知	2,406	106	128	141	151	145	131	141	181	214	256	214	189	187	129	93
40 福岡	18,557	937	1,081	1,118	1,090	1,201	1,206	1,283	1,503	1,656	1,809	1,551	1,307	1,277	925	615
41 佐賀	2,846	140	166	180	183	180	163	176	216	238	251	223	215	229	174	110
42 長崎	4,401	212	256	268	273	257	239	272	327	362	402	372	363	384	259	154
43 熊本	6,240	315	369	388	377	377	375	417	499	534	556	495	480	511	343	203
44 大分	3,993	180	221	241	244	245	225	247	302	345	380	337	300	330	240	157
45 宮崎	3,939	200	241	259	252	236	217	243	302	341	365	311	297	323	226	128
46 鹿児島	6,025	324	383	393	378	351	346	402	482	512	512	461	459	505	342	176
47 沖縄	5,784	357	401	407	398	396	375	400	450	464	503	437	388	381	271	158

・ 各支部の年齢階級別加入者数の令和3年度実績に、全国計の加入者数の令和5年度見込みと令和3年度実績との比率を乗じて算出。

・ 数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和5年度見込み）

（百万円）

1 北海道	260,585	25 滋賀	44,716
2 青森	59,480	26 京都	117,224
3 岩手	53,818	27 大阪	471,510
4 宮城	102,022	28 兵庫	205,581
5 秋田	46,633	29 奈良	43,908
6 山形	54,051	30 和歌山	39,728
7 福島	83,900	31 鳥取	27,148
8 茨城	92,100	32 島根	34,584
9 栃木	71,292	33 岡山	95,876
10 群馬	80,070	34 広島	142,058
11 埼玉	182,653	35 山口	58,250
12 千葉	132,621	36 徳島	37,456
13 東京	712,807	37 香川	53,089
14 神奈川	222,884	38 愛媛	69,455
15 新潟	98,369	39 高知	34,481
16 富山	50,531	40 福岡	263,949
17 石川	57,253	41 佐賀	44,123
18 福井	39,053	42 長崎	64,479
19 山梨	32,852	43 熊本	90,700
20 長野	81,616	44 大分	58,609
21 岐阜	97,411	45 宮崎	53,047
22 静岡	130,669	46 鹿児島	86,609
23 愛知	315,544	47 沖縄	75,141
24 三重	65,231	全国計	5,335,168

- ・ 各支部の医療給付費の令和3年度実績から東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和5年度見込みと令和3年度実績との比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費（令和 5 年度見込み）

（円）

計	136,035
0～4 歳	186,216
5～9	83,637
10～14	71,652
15～19	63,095
20～24	60,692
25～29	73,220
30～34	83,158
35～39	89,082
40～44	99,170
45～49	119,587
50～54	150,290
55～59	189,439
60～64	235,311
65～69	293,048
70～74	413,902

- ・ 令和 3 年度実績における年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費から、東日本大震災等に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者 1 人当たり医療給付費の令和 5 年度見込みと令和 3 年度実績との比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和5年度見込み）

（百万円）

1	北海道	4,152,138	25	滋賀	856,501
2	青森	940,210	26	京都	2,187,310
3	岩手	897,564	27	大阪	8,851,712
4	宮城	1,727,024	28	兵庫	3,716,657
5	秋田	686,202	29	奈良	737,226
6	山形	878,893	30	和歌山	667,772
7	福島	1,547,458	31	鳥取	445,457
8	茨城	1,798,882	32	島根	540,378
9	栃木	1,321,217	33	岡山	1,709,115
10	群馬	1,536,144	34	広島	2,614,701
11	埼玉	3,631,268	35	山口	1,016,043
12	千葉	2,570,580	36	徳島	613,518
13	東京	15,949,086	37	香川	877,446
14	神奈川	4,453,937	38	愛媛	1,183,313
15	新潟	1,876,984	39	高知	569,874
16	富山	1,021,990	40	福岡	4,466,561
17	石川	1,087,908	41	佐賀	637,723
18	福井	714,549	42	長崎	976,676
19	山梨	604,696	43	熊本	1,418,173
20	長野	1,557,894	44	大分	911,397
21	岐阜	1,834,181	45	宮崎	876,540
22	静岡	2,597,581	46	鹿児島	1,313,787
23	愛知	6,515,840	47	沖縄	1,132,470
24	三重	1,266,416	全国計		99,488,994

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和3年度実績に、全国計の令和3年度実績に対する令和5年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.994）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和5年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,335,168
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拠出金を除く）	523,060
・拠出金等（国庫補助を除く）	3,560,020
・前期高齢者納付金	1,334,052
・後期高齢者支援金	2,225,931
・退職者給付拠出金	30
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	221,356
・一般管理費（国庫負担を除く）	53,155
・貸付金	88
・雑支出	23,542
・準備金積立て	213,258
*事務経費・雑支出（国）	44,736
合 計	9,974,382

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,951,772
その他収入	
・貸付金返済収入	88
・雑収入	17,921
*日雇特例被保険者保険料収入	1,355
*雑収入等（国）	3,245
合 計	9,974,382

・ * については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.64 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.36 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和3年度の都道府県支部別の収支差

- 令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	2,986	25	滋賀	567
2	青森	718	26	京都	▲511
3	岩手	▲37	27	大阪	▲877
4	宮城	▲179	28	兵庫	711
5	秋田	955	29	奈良	▲629
6	山形	89	30	和歌山	602
7	福島	1,064	31	鳥取	314
8	茨城	494	32	島根	▲382
9	栃木	▲597	33	岡山	1,409
10	群馬	▲28	34	広島	1,637
11	埼玉	▲428	35	山口	1,354
12	千葉	▲943	36	徳島	212
13	東京	▲10,948	37	香川	346
14	神奈川	▲1,156	38	愛媛	894
15	新潟	1,840	39	高知	337
16	富山	464	40	福岡	▲1,685
17	石川	2,036	41	佐賀	755
18	福井	156	42	長崎	410
19	山梨	613	43	熊本	▲484
20	長野	1,016	44	大分	339
21	岐阜	▲329	45	宮崎	690
22	静岡	▲762	46	鹿児島	▲287
23	愛知	▲3,389	47	沖縄	412
24	三重	233		全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	413	0	413	25 滋賀	85	0	85
2 青森	94	0	94	26 京都	218	362	▲145
3 岩手	89	0	89	27 大阪	881	0	881
4 宮城	172	372	▲200	28 兵庫	370	0	370
5 秋田	68	328	▲260	29 奈良	73	638	▲565
6 山形	87	465	▲377	30 和歌山	66	83	▲16
7 福島	154	452	▲298	31 鳥取	44	123	▲79
8 茨城	179	0	179	32 島根	54	0	54
9 栃木	132	287	▲155	33 岡山	170	0	170
10 群馬	153	0	153	34 広島	260	0	260
11 埼玉	362	0	362	35 山口	101	0	101
12 千葉	256	0	256	36 徳島	61	0	61
13 東京	1,589	0	1,589	37 香川	87	270	▲182
14 神奈川	444	0	444	38 愛媛	118	0	118
15 新潟	187	361	▲174	39 高知	57	0	57
16 富山	102	0	102	40 福岡	445	0	445
17 石川	108	352	▲243	41 佐賀	63	208	▲145
18 福井	71	181	▲109	42 長崎	97	82	16
19 山梨	60	0	60	43 熊本	141	808	▲667
20 長野	155	725	▲570	44 大分	91	261	▲170
21 岐阜	183	1,732	▲1,549	45 宮崎	87	114	▲27
22 静岡	259	595	▲336	46 鹿児島	131	872	▲742
23 愛知	649	0	649	47 沖縄	113	237	▲124
24 三重	126	0	126	全国計	9,907	9,907	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

令和5年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.64)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.36	-	-	5.36	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.28	▲ 0.31	▲ 0.26	5.71	10.35	10.28	10.29	0.010
2 青 森	6.33	▲ 0.31	▲ 0.80	5.21	9.85	9.78	9.79	0.010
3 岩 手	6.00	▲ 0.32	▲ 0.57	5.11	9.75	9.76	9.77	0.010
4 宮 城	5.91	▲ 0.17	▲ 0.32	5.41	10.05	10.06	10.05	▲ 0.012
5 秋 田	6.80	▲ 0.64	▲ 0.76	5.40	10.04	9.90	9.86	▲ 0.038
6 山 形	6.15	▲ 0.28	▲ 0.48	5.39	10.03	10.02	9.98	▲ 0.043
7 福 島	5.42	▲ 0.18	▲ 0.27	4.97	9.61	9.55	9.53	▲ 0.019
8 茨 城	5.12	▲ 0.04	0.03	5.10	9.75	9.72	9.73	0.010
9 栃 木	5.40	▲ 0.06	▲ 0.05	5.29	9.93	9.97	9.96	▲ 0.012
10 群 馬	5.21	▲ 0.02	▲ 0.08	5.11	9.75	9.75	9.76	0.010
11 埼 玉	5.03	▲ 0.01	0.14	5.16	9.80	9.81	9.82	0.010
12 千 葉	5.16	▲ 0.10	0.13	5.19	9.83	9.86	9.87	0.010
13 東 京	4.47	0.14	0.67	5.28	9.92	9.99	10.00	0.010
14 神 奈 川	5.00	▲ 0.06	0.39	5.34	9.98	10.01	10.02	0.010
15 新 潟	5.24	▲ 0.14	▲ 0.30	4.80	9.44	9.34	9.33	▲ 0.009
16 富 山	4.94	▲ 0.09	0.11	4.97	9.61	9.56	9.57	0.010
17 石 川	5.26	▲ 0.03	0.00	5.23	9.87	9.68	9.66	▲ 0.022
18 福 井	5.47	▲ 0.13	▲ 0.03	5.31	9.95	9.92	9.91	▲ 0.015
19 山 梨	5.43	▲ 0.15	▲ 0.16	5.12	9.76	9.66	9.67	0.010
20 長 野	5.24	▲ 0.08	▲ 0.20	4.96	9.60	9.53	9.49	▲ 0.037
21 岐 阜	5.31	0.01	▲ 0.09	5.23	9.87	9.89	9.80	▲ 0.084
22 静 岡	5.03	▲ 0.04	0.11	5.10	9.74	9.77	9.75	▲ 0.013
23 愛 知	4.84	0.20	0.27	5.31	9.95	10.00	10.01	0.010
24 三 重	5.15	0.01	0.01	5.18	9.82	9.80	9.81	0.010
25 滋 賀	5.22	0.07	▲ 0.15	5.14	9.78	9.72	9.73	0.010
26 京 都	5.36	0.06	0.01	5.43	10.07	10.09	10.09	▲ 0.007
27 大 阪	5.33	0.17	0.13	5.63	10.27	10.28	10.29	0.010
28 兵 庫	5.53	0.03	▲ 0.02	5.54	10.18	10.16	10.17	0.010
29 奈 良	5.96	▲ 0.03	▲ 0.44	5.49	10.13	10.22	10.14	▲ 0.077
30 和 歌 山	5.95	▲ 0.05	▲ 0.50	5.40	10.04	9.95	9.94	▲ 0.002
31 鳥 取	6.09	▲ 0.16	▲ 0.67	5.26	9.90	9.83	9.82	▲ 0.018
32 島 根	6.40	▲ 0.31	▲ 0.55	5.54	10.18	10.25	10.26	0.010
33 岡 山	5.61	0.07	▲ 0.18	5.50	10.14	10.06	10.07	0.010
34 広 島	5.43	0.04	▲ 0.14	5.34	9.98	9.92	9.92	0.010
35 山 口	5.73	▲ 0.19	▲ 0.10	5.44	10.08	9.95	9.96	0.010
36 徳 島	6.11	▲ 0.12	▲ 0.35	5.64	10.28	10.24	10.25	0.010
37 香 川	6.05	▲ 0.07	▲ 0.33	5.65	10.30	10.26	10.23	▲ 0.021
38 愛 媛	5.87	0.02	▲ 0.45	5.44	10.08	10.00	10.01	0.010
39 高 知	6.05	▲ 0.16	▲ 0.38	5.51	10.15	10.09	10.10	0.010
40 福 岡	5.91	0.05	▲ 0.29	5.67	10.31	10.35	10.36	0.010
41 佐 賀	6.92	▲ 0.20	▲ 0.71	6.01	10.65	10.54	10.51	▲ 0.023
42 長 崎	6.60	▲ 0.23	▲ 0.77	5.61	10.25	10.21	10.21	0.002
43 熊 本	6.40	▲ 0.08	▲ 0.62	5.69	10.33	10.36	10.32	▲ 0.047
44 大 分	6.43	▲ 0.22	▲ 0.60	5.61	10.25	10.22	10.20	▲ 0.019
45 宮 崎	6.05	▲ 0.10	▲ 0.75	5.20	9.84	9.76	9.76	▲ 0.003
46 鹿 児 島	6.59	▲ 0.06	▲ 0.88	5.66	10.30	10.32	10.26	▲ 0.056
47 沖 縄	6.64	0.25	▲ 1.59	5.30	9.94	9.90	9.89	▲ 0.011

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.53%）、前期高齢者納付金等（3.58%）、保健事業費等（0.56%）、その他収入（▲0.02%）に係る合計の保険料率（4.64%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和3年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和5年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブ制度に係る資料（資料3）の「令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条(略)

2(略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三(略)

4・5(略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13(略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

◎ 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率(法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ (略)

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 (略)

◎ 附則(令和3・12・22政令第339号)

第1条 この政令は、令和3年12月22日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 令和3年3月から令和5年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

◎ 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号) >

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(令和3・12・22厚生労働省令第197号)

第1条 この省令は、令和3年12月22日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 令和3年3月から令和5年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

2. 特定保険料率及び基本保険料率関係

令和5年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- ・ 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- ・ 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
 - ・ 特定保険料率 =
$$\frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$
 - ・ 基本保険料率 = 都道府県単位保険料率 - 特定保険料率

現 行

9.51 ~ 11.00%

特定保険料率 $\left(\begin{array}{c} 3.43\% \\ 6.08 \sim 7.57\% \end{array} \right)$
 基本保険料率



令和5年3月賦課分～
(令和5年4月納付分～)

9.33 ~ 10.51%

$\left(\begin{array}{c} 3.57\% \\ 5.76 \sim 6.94\% \end{array} \right)$

※任意継続被保険者にあつては、令和5年4月分～

3. 日雇特例被保険者保険料額関係

令和5年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

○平均保険料率は令和4年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、令和5年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.82%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円	第1級	450円	175円	275円
第2級	660円	255円	405円	第2級	680円	260円	420円
第3級	860円	330円	530円	第3級	880円	335円	545円
第4級	1,100円	420円	680円	第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,320円	505円	815円	第5級	1,350円	515円	835円
第6級	1,630円	625円	1,005円	第6級	1,660円	635円	1,025円
第7級	2,010円	770円	1,240円	第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,390円	915円	1,475円	第8級	2,430円	930円	1,500円
第9級	2,770円	1,060円	1,710円	第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,230円	1,235円	1,995円	第10級	3,280円	1,255円	2,025円
第11級	3,770円	1,440円	2,330円	第11級	3,820円	1,460円	2,360円

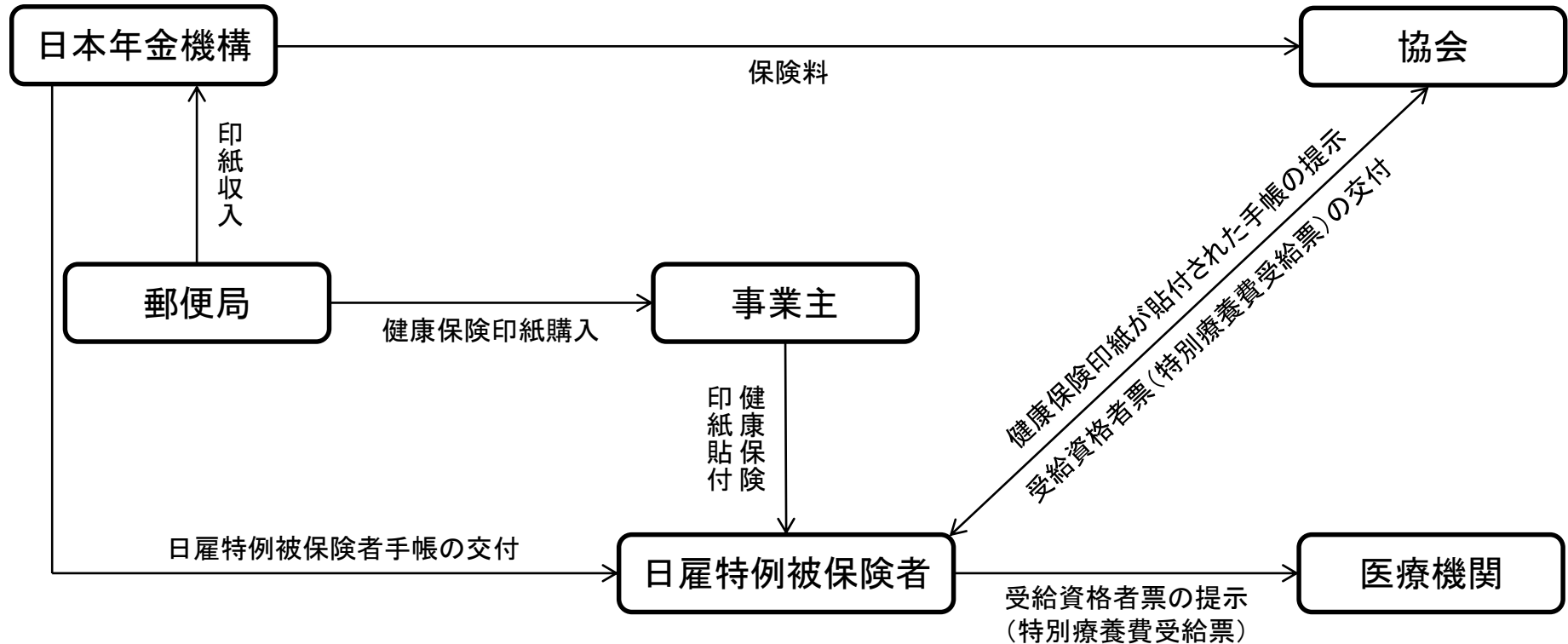
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、令和4年9月現在、約1.1万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていても特別療養費受給票を交付)